

第二次スクリーニング計画について

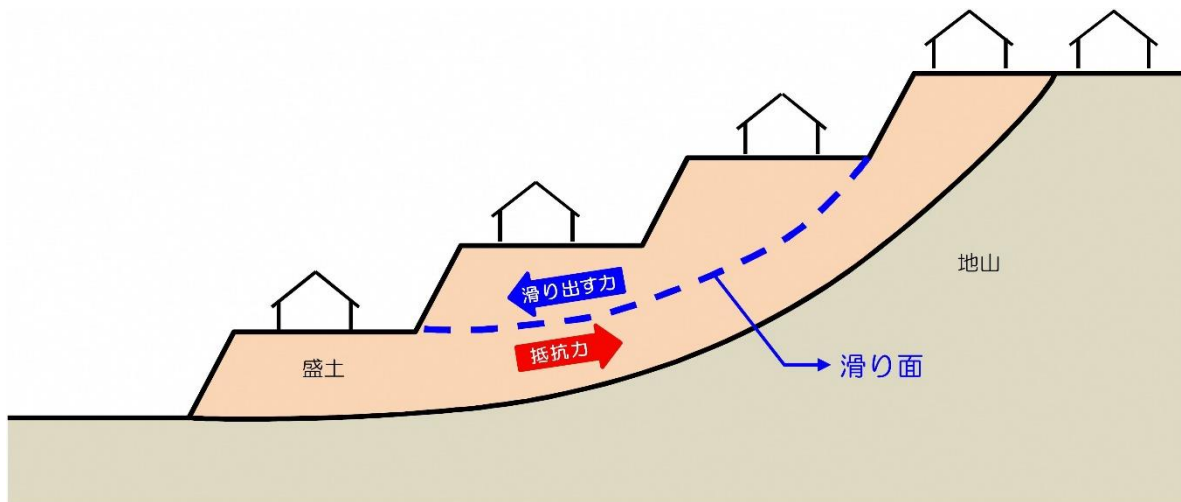
○宅地耐震化推進事業とは

過去の大地震において、大規模盛土造成地の崩落により住宅が流出する被害が出ています。

この予防対策を進めるために、地方公共団体が変動予測調査をし、住民の被害に関する理解を深め、宅地における被害を軽減するために、危険個所の滑動崩落防止工事を行う事業です。

○滑動崩落とは

地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力が、その滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、地滑りの変動が生じることを「滑動崩落」と呼びます。

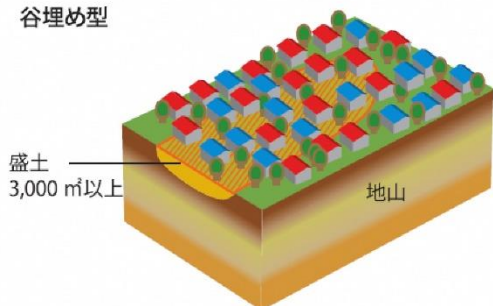


(出展元：国土交通省)

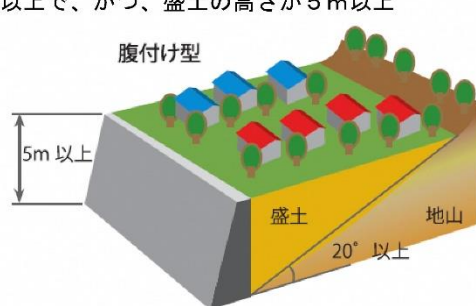
○大規模盛土造成地とは

以下の条件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型

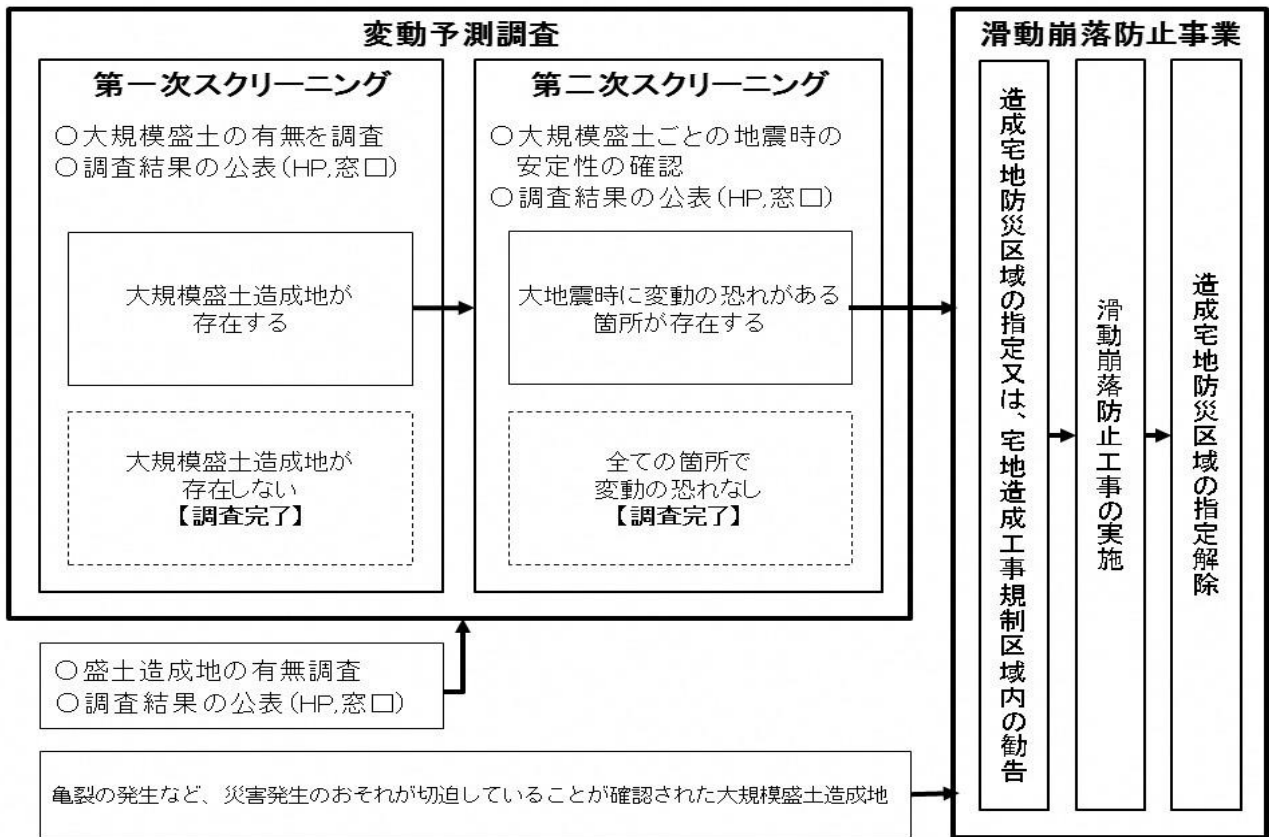


- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



(出展元：国土交通省)

○大規模盛土造成地の滑動崩落対策までの流れ



(出展元：国土交通省)

○造成年代の基準年の設定

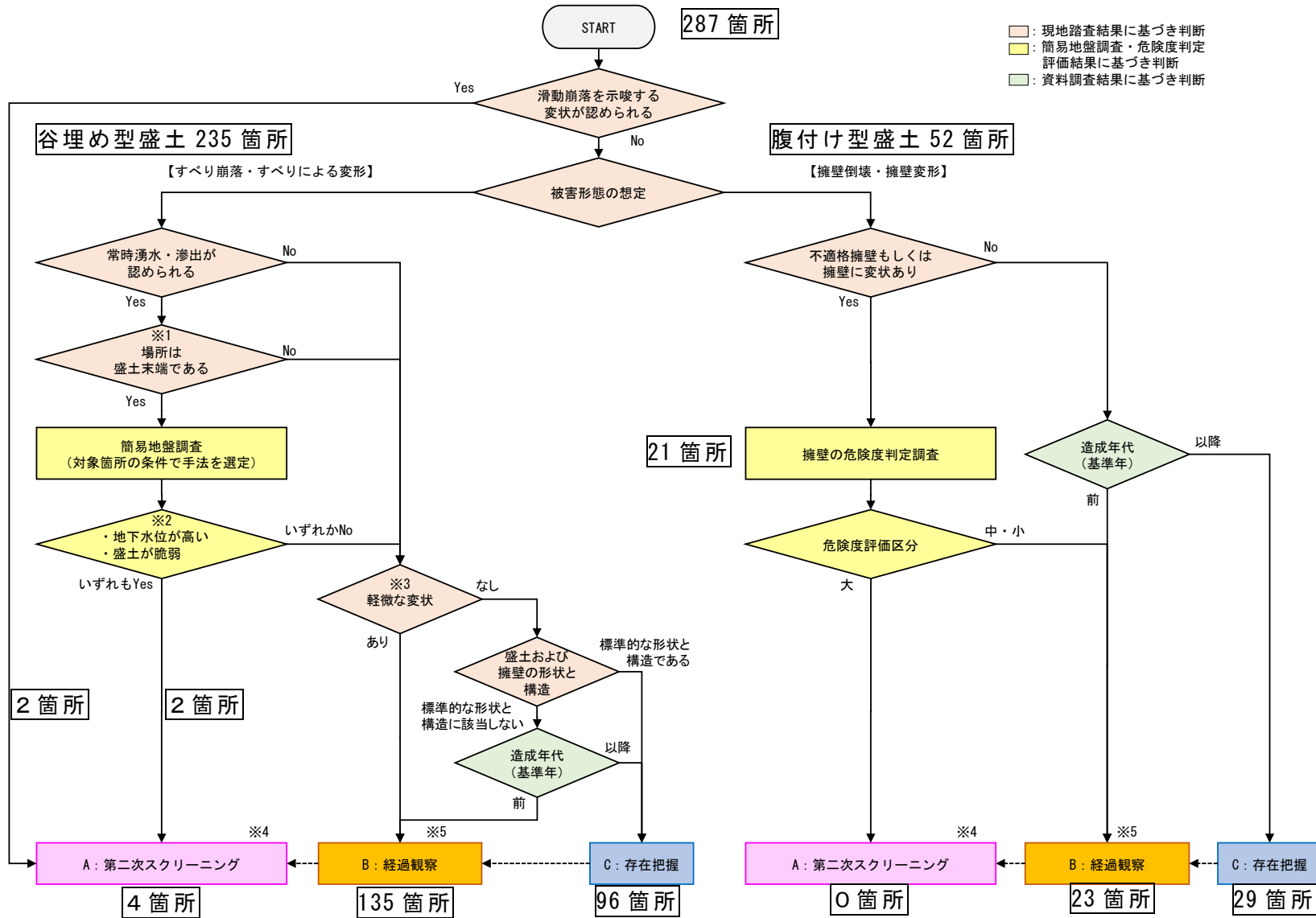
年代区分毎の盛土箇所数と基準年設定結果

区分	造成年代	箇所数	各盛土の造成年代区分の結果(1)
I	昭和37年以前 (宅地造成等規制法 施行前)	32	基準年以前
基準年			
II	昭和38年～昭和49年 (宅地造成等規制法 施行後)	233	基準年以降
III	昭和50年以降 (都市計画法 改正後)	22	

○優先度評価フローにおけるランク

ランク	内容
A：第二次スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・変状が認められる造成地。 ・地下水位が高く盛土が脆弱と思われる造成地。
B：経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・今後異常が認められた場合、改めて第二次スクリーニング実施を検討する造成地。
C：存在把握	<ul style="list-style-type: none"> ・変状や湧水が認められなかった、基準年以降の造成地。

○優先度評価フロー



- ※1
- 盛土上のひな壇における湧水等は、部分的なすべり崩落の誘因と想定される。一方、盛土末端における湧水等は、盛土全体のすべり崩落等につながる現象と想定される。よって、より被害度が大きい盛土末端での湧水等が確認された箇所について、簡易地盤調査を行うものとする。
- ※2
- 地下水位が高い：地下水位高が、盛土厚の 1/2 以上を目安とする。
 - 盛土が脆弱：砂質土 $N < 10$ 、粘性土 $N < 5$ を目安とする。
 - 「地下水位」と「盛土脆弱性」の両方が該当していても、安定解析で安全率 $FS \geq 1$ が確認された場合は「いずれか No」として評価する。
- ※3
- 「軽微な変状」とは、滑動崩落を示唆するに至らない、単独もしくは複数の変状を示す。
- ※4
- 盛土は排水施設の機能低下等により経時的に安定性が低下することがあるため、第二次スクリーニングの結果、滑動崩落のおそれが小さいと判断された場合も経過観察を継続することが望ましい。
- ※5
- 経過観察の結果、異常が認められた場合は、改めて第二次スクリーニングの実施を検討する。
 - 経過観察の着目点としては、変状の進行（クラック幅の拡大等）、新たな湧水や変状の発見、他事業における変状の補修実績などが挙げられる。